

## さいたま市商店街照明施設等維持管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の振興に資するため、照明施設等の維持管理事業を行う商店会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店会」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合若しくは市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、商店会が所有し、維持管理する照明施設等の電気料金のうち、前年度の1月から当年度の12月までのものとする。

2 補助率は補助の対象となる経費の2分の1以内とし、補助限度額は100万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、エネルギー価格高騰による市内商業への影響を鑑み、令和6年1月から同年12月までの電気料金に係る補助率は補助の対象となる経費の10分の10とし、補助限度額は180万円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街照明施設等維持管理事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書（証）の写し
- (2) 補助事業に係る照明施設等の配置図
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) 役員及び構成員の分かる書類（役員の分かる書類には「役職名」、「氏名」、「氏名の振り仮名」、「生年月日」、「性別」が記載されていること。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、原則として当該年度の1月末日とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、当該交付申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかに商店街照明施設等維持管理事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 規則第14条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しないものとする。

(暴力団排除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、さいたま市商店街照明施設等維持管

理事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象としない。

(1) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 役員(代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの。

2 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付請求)

第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街照明施設等維持管理事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(重複補助の禁止)

第9条 市長は、補助金の交付を受けようとする者が、補助事業について市が実施する他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の交付は行わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 合併前の岩槻市装飾型街路灯維持管理補助金交付要綱（平成11年岩槻市要綱第2号）の規定により電気料の補助を受けた商店街については、第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年4月1日以後に支払日が到来する電気料を対象とするものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のさいたま市商店街照明施設等維持管理事業補助金交付要綱第3条第2項の規定は、平成23年1月1日以後の支払日に係る電気料金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のさいたま市商店街照明施設等維持管理事業補助金交付要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。